

内閣府

○総務省令第一号

文部科学省

元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第四百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年五月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 石田 真敏

文部科学大臣 柴山 昌彦

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

別紙様式第一号の一、別紙様式第二号、別紙様式第四号の十九、別紙様式第五号、別紙様式第六号、別紙様式第七号の一、第七号の十四及び第七号の十六並びに別紙様式第八号中「ㄉ」を「ㄉ」に改める。

「ㄉ」  
「ㄉ」

別紙様式第九号中 ㄉ を ㄉ に改める。

「ㄉ」  
「ㄉ」

別紙様式第十四号（表面）、別紙様式第十九号（表面）、別紙様式第二十号（表面）、別紙様式第二十一号の二及び別紙様式第二十二号中「ㄉ」を「ㄉ」に改める。

別紙様式第二十三号（裏）中「ㄉ」を「ㄉ」に、「ㄉ・ㄉ・ㄉ」を「ㄉ・ㄉ・ㄉ」に改める。

別紙様式第二十五号（表）及び別紙様式第二十五号の二（表）中「ㄉ」を「ㄉ」に改める。



一号（表面）中「平成」を「令和」に改めよ。

「大正      「昭和  
別紙様式第四十四号中 昭和      平成      以て  
平成」      令和」

組合員資格 取得年月日	昭和 年 月 日 平成
----------------	-------------------

組合員資格 取得年月日	昭和 平成 年 月 日 令和
----------------	----------------------

「      午前      「      午前      午前  
平成 年 月 日      令和 年 月 日      以て  
午後」      午後」

下 船 年月日	平成 年 月 日	下船後 3月満了 年月日	平成 年 月 日
------------	-------------	--------------------	-------------

下 船 年月日	令和 年 月 日	下船後 3月満了 年月日	令和 年 月 日
------------	-------------	--------------------	-------------

」

「上記のとおり相違ないことを証

平成 年 月 日

明します。 「上記のとおり相違ないことを証明します。

を

に改める。

」 令和 年 月 日 」

別紙様式第四十六号（表面）及び別紙様式第四十六号の二（表面）中「平成」を「令和」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この命令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この命令の施行の際現に存するこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この命令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。